

高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金申請等要項

I 給付金の概要

1. 趣旨

光熱費等の物価高騰において、国が定める公定価格により経営している医療施設等では、物価高騰の影響を価格に転嫁することができず、運営経費の負担が増大していることから、サービスの安定的な提供を継続できるよう、光熱費等高騰分の経費の一部を支援する目的で、医療施設等に対して、「高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金」（以下「給付金」という。）を支給します。

2. 対象地域

高知県（高知市を除く。）

ただし、病院については、高知市内の施設であっても、高知県の開設許可を受けている病院は対象とします。

3. 支給額

別表 1 に定める対象事業所・施設の種別ごとの基準単価により算定し、支給します。

II 申請要件

給付金の申請要件は、次の各号を全て満たす者（（3）を除き以下「申請者」という。）とします。

- （1）法人（地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く。）又は個人であつて、対象地域で対象事業所・施設（別表 1）の許可、認可若しくは登録を受け、又は届出を行い、サービスを提供していること。
- （2）対象事業所・施設については、令和 8 年 10 月 1 日までに開設していること。
なお、開設許可が必要な施設は、令和 8 年 10 月 1 日までに開設許可を受け、申請日時点で開設していること。
- （3）申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、別表 2 に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- （4）県税の滞納がないこと。

III 申請手続き等

1. 給付金に関する問い合わせ先

給付金の申請手続き等に関して、ご質問等がある場合は、以下の給付金申請手続き相談窓口へお問い合わせください。

高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金 事務局

電 話 番 号：050-3504-0124

メールアドレス：info@kochi-bukka.jp

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日を除く。）

2. 申請書類

別表3に掲げる申請書を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、提出していただいた申請書類は、返却しません。申請内容について確認が行えるよう、お手元に控えを残したうえで原本を提出してください。

3. 申請書類の入手方法

対象事業所・施設には、あらかじめ申請書類を郵送します。併せて、下記の高知県庁ホームページからも、申請に必要な書類を印刷及びダウンロードできます。

○高知県庁ホームページ（健康政策部医療政策課）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026100800317/>

4. 申請書類の受付期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月30日（月）まで

5. 申請受付方法

以下の方法で申請を受け付けます。原則、電子申請で申請してください。

・電子による受付

（電子申請フォーム）https://x.gd/kochi_bukka

・郵送による受付

申請書類を以下の宛先へ郵送してください。

申請期限：令和8年11月30日（月）※消印有効

【宛先】〒920-0919

石川県金沢市南町5-20 甲南アセット金沢ビル5階

「高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金申請受付係」

6. 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、申請内容に応じた給付金を支給します。給付金の支給は、令和8年11月下旬から順次開始する予定です。

7. 通知等

申請書類の審査の結果、給付金を支給する旨の決定をしたときは、様式2「高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金支給決定通知書」により通知します。

なお、申請書類の審査の結果、給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、様式3「高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金不支給決定通知書」により通知します。

IV その他

- (1) 申請は、法人（個人立の場合は、個人）あたり 1 回限りとし、やむを得ないと判断される場合を除き、追加・変更の申請等は受け付けません。
- (2) 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、検査を実施し、又は報告を求めることがあります。
- (3) (2) の検査等の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると判明した場合は、給付金の不支給を決定し、又は支給決定を取り消します。既に給付金の支給を受けている申請者は、給付金を返還するとともに、給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（給付金の額に年 10.95 パーセントの割合で計算した額）を支払わなければならない場合があります。また、返還金及び加算金が納期限までに納付されない場合は、延滞金が増加されます。
- (4) 申請書類に記載された情報については、給付金の支給や検査等に関する事務のほか以下の場合を除き、使用しません。
 - ① 県内の市町村が、独自に創設した物価高騰の影響を受けた医療施設等への運営費支援のための給付金に関する事業を実施するために必要であるとして、高知県に情報提供（申請者情報、振込先等）の依頼があった場合
 - ② 税務情報として使用する場合
 - ③ 高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）第 5 条の規定に基づく開示請求を受けた場合
 - ④ 国の行政機関等が給付金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で高知県に情報提供（申請書及び提出書類に記載された情報）の依頼があった場合
- (5) 上記（3）による申請要件に該当しない事実や不正等が判明し、高知県が給付金の返還等を求めた申請者については、法人名や対象施設名などの情報を公表することがあります。（虚偽申請であると認められた場合も、不支給とするとともに公表することがあります。）

別表 1

1 対象事業所・施設	2 給付額（基準単価）
病 院 ※1	240,000 円
有床診療所（医科） ※1	165,000 円
無床診療所（医科・歯科） ※1	52,000 円
薬 局 ※1	25,000 円
訪問看護ステーション ※1	25,000 円
助 産 所	12,000 円
施 術 所 ※2	7,000 円

※1 対象となる医療機関（病院、医科及び歯科診療所）は保険医療機関とし、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

※2 対象となる「施術所」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）（以下「あはき法」という。）第9条の2第1項及び第9条の3又は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定に基づき知事に届出を行っている施術所の開設者であり、かつ今後も業務を継続するもので、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所、または償還払による保険診療を行っている施術所が対象となる。（ただし、休業の届出を行っている施術所及び休業状態にある施術所は、要件を満たさないものとする。）
また、同じ住所地（建物内）において、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合はいずれか一方のみを対象とする。

※3 公立施設は対象外とする。

※4 「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金」の給付を受ける場合は、本事業の対象としない。

別表 2

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 3

《高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金 申請書類》		
記入する書類	給付金給付申請書 (様式1)	※ 申請日を忘れずに記入してください。 ※ 「申請内容」欄は事業所・施設別申請額一覧(様式2)に記載した内容を反映してください。 ※ 振込先の口座は、当該法人(個人立は代表者)の口座に限ります。 ※ 事業所数が10施設より多い場合は、直前の行をコピーし、コピーした行を挿入して、行を増やしてください。
添付する書類	※①県税の滞納がない旨を証明する納税証明書 (県税事務所が発行する全税目の納税証明書) ※②給付金を振り込む口座の通帳のコピー (口座名義人カタカナ、金融機関名、支店、口座番号及び預金種別を確認できる通帳の表紙及び通帳を開いた最初のページをコピーしてください。)	

※ 上記の申請書類のほか、必要に応じて追加の書類提出及び説明を求めることがあります。

※ 提出していただいた申請書類は返却しません。

※ 申請は、法人又は個人当たり1回を限度とします。やむを得ない場合を除き、追加・変更等は受け付けません。各法人内の対象となる事業所・施設について、まとめて1回で申請してください。

※ 添付書類①②については、「高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金事業」の申請時に提出済みの施設は提出不要とします。

住所

(法人又は個人名) 様

高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金

支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金については、下記のとおり支給することを決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

記

1. 支給決定額 円
2. 振込予定日 令和 年 月 日
3. 振込人 コウケンリョウセツカ

住所

(法人又は個人名) 様

高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金

不支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金については、下記の理由により支給しないことを決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

記

1. 不支給の理由